

○文部科学省告示第十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

月下廻塘	僕の日	鳥語	周濂溪	故園追憶	向日葵		麗日	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十六年一月 三十一日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十六年二月 三日から平成二十 六年八月十日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右		福岡アジア美術館 館長 村上廣志 福岡県福岡市博多区下川端町三丁目 一丁目バレインセンタービル七・八 階	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	福岡アジア美術館 福岡県福岡市博多区下川端町三丁目一番り バレインセンタービル七・八階 平成二十六年二月十三日から平成二十六年 三月十八日まで 府中市美術館 東京都府中市浅間町一丁目三番 平成二十六年五月十四日から平成二十六年 六月八日まで 兵庫県立美術館 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目一番 一号 平成二十六年六月十四日から平成二十六年 七月二十一日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間